

階上町家庭用コンポスト購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの自家処理を推進することにより、町民のごみ減量に対する意識の高揚を図り、生ごみの減量化及び再資源化を促進するため、家庭用コンポストの購入に関する経費に対し、階上町家庭用コンポスト購入費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、階上町補助金等の交付に関する規則（昭和 56 年規則第 7 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「家庭用コンポスト」とは、電気を使用せず、家庭における生ごみを堆肥化又は減量化する容器をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす個人とする。

- (1) 家庭用コンポストの購入の日に、現に町内に住所を有し、購入後も引き続き住所を有する見込みがあること。
- (2) 購入した家庭用コンポストを、自己の責任において適切に管理し、かつ、減量化した生ごみを適切に処理することができること。
- (3) 家庭用コンポストを、階上町内の販売店から新規に購入すること。
- (4) 家庭用コンポストの使用状況等について、町が実施するアンケート及び調査に協力できること。
- (5) この要綱により補助金の交付決定を受けたことがある者にあつては、当該補助金の交付決定を受けた日から起算して 5 年を経過していること。
- (6) 町税を滞納していないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、家庭用コンポストを購入する経費とする。ただし、階上町内の販売店から新規に購入したものに限る。

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、家庭用コンポストの購入費に 2 分の 1 を乗じて得た額
(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とし、限度額は
3,800 円とする。

2 補助対象基数は、1 世帯当たり 1 基とする。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付の申請をする補助対象者は、コンポストを購入した日の
属する年度の末日までに、階上町家庭用コンポスト購入費補助金交付申請書
兼請求書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければな
らない。

(1) 支払証明書(領収書、レシート等)

(2) 家庭用コンポストを設置したことを証する写真

(交付の決定等)

第 7 条 町長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、当該申請
の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付を決定した
ときは、予算の範囲内において交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付
決定通知書兼確定通知書(様式第 2 号)により、交付申請者に通知するもの
とする。

2 町長は、補助金交付決定通知書兼確定通知書送付後、30 日以内に補助金を
交付するものとする。

(補助金の返還等)

第 8 条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると
きは、すでに交付した補助金を返還させることができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付申請の対象とした生ごみ処理機器を、他の者に転売又は貸
与したとき。

(3) その他不適当と認めたとき。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

[別紙参照]

様式第 2 号（第 7 条関係）

[別紙参照]